

様式第 19

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】  
(10kW未満の太陽光発電を除く)

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

提出者 住 所 (〒 - )

(ふりがな)

氏 名

実印

(法人番号： )

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 ( ) -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要			備 考
設 備 情 報	設備ID		
	設備の所在地 (注1)		<input type="checkbox"/> 別紙あり
	太陽電池の合計出力(kW) (注2)		
	風力発電設備の型式番号 (注3)		
	事業区域の面積(m <sup>2</sup> )		
事 業 内 容	接続申込み日	平成 年 月 日	
	接続契約締結日	平成 年 月 日	
	接続契約締結先		
	電源接続案件募集プロセスへの参加の有無	<input type="checkbox"/> 有(エリア名： ) <input type="checkbox"/> 無	
	工事費負担金		円(税抜き)
連系工事期間			

特定（買取）契約締結先	□未定	
買取価格（注4）	円／kWh（税抜き）	□未定
運転開始状況	□運転開始済み	
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 （注）下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。		
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注5）		□
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		□
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。		□
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。		□
発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（20kW未満の太陽光発電の場合を除く。）。		□
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		□
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。		□
この認定の取得から3年以内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。【10kW以上の太陽光発電の場合のみ】		□
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。		□
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】		□

添付書類

	書類名
接続の同意を証する書類（注6）	

- （注1） 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- （注2） 太陽光発電設備である場合のみ記載すること。
- （注3） 出力20kW未満の風力発電設備である場合のみ記載すること。
- （注4） 特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- （注5） 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- （注6） 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。